

利用上の注意

この統計表は、令和3年6月1日現在で実施した経済センサス-活動調査結果のうち、小売業、飲食サービス業及び生活関連サービス業を営む事業所について立地環境特性の区分及び定義（表1）により特性付けを行い再集計したものである。

1. 立地環境特性及び大規模小売店舗内事業所の格付け方法

個々の事業所の立地環境特性及び大規模小売店舗内事業所の格付けは、以下の定義による。

- (1) 立地環境特性の区分及び定義は、原則として都市計画法に基づいて設定している（表1）。
- (2) 大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。個々の事業所毎に、この大規模小売店舗内に出店しているか否かの判別にに基づき決定する。複数の商業集積地区を跨ぐ大規模小売店舗も存在する。

表1 立地環境特性の区分及び定義

特性番号及び区分	定 義	
	商業集積地区細分	
10 商業集積地区		主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいう。
	11 駅周辺型商業集積地区	J Rや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいう。ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除く。
	12 市街地型商業集積地区	都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいう。
	13 住宅地背景型商業集積地区	住宅地又は住宅団地を後背地とする商業集積地区をいう。
	14 ロードサイド型商業集積地区	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいう（都市の中心部にあるものを除く）。
	15 その他の商業集積地区	上記「11 駅周辺型商業集積地区」～「14 ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれる。
20 オフィス街地区		主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、上記「10 商業集積地区」の対象にならない地区をいう。
30 住宅地区		主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住宅専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域をいう。
40 工業地区		主に都市計画法第8条に定める「用途地域」のうち、工業専用地域、準工業地域及び工業地域をいう。
50 その他地区		都市計画法第7条に定める市街化調整区域及び上記「10 商業集積地区」～「40 工業地区」までの区分に特性付けされない地域をいう。

（注1） 個々の事業所における用途地域の格付けにあたっては、その過程において国土交通省「国土数値情報（用途地域）」を利用している。

（注2） 上記数値情報については、令和3年経済センサス-活動調査の実施日である令和3年6月1日現在の都市計画法上の用途地域との時間的な差異及び空間的誤差が生じる場合がある。

2. 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをい

う。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

(3) 売上（収入）金額

原則として令和2年1年間の商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。

(4) 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

(5) 立地環境特性

商店街の形成の有無及び都市計画法に基づき、表1の特性により区分・定義した。

なお、一つの商店街とは、小売業、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上集積しているものをいう。

(6) 商業集積地区

商店街を形成している地域の立地環境特性をいう。概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とする。

なお、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とする。

商業集積地区と定義された区域は、設定基準に基づき集積細分11～15に細分する（表1）。

(7) 大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届け出のあったものを指す。

また、大規模小売店舗内に立地する事業所を大規模小売店舗内事業所という。

3. 集計対象等

立地環境特性編は、令和3年経済センサス-活動調査の調査結果で「小売業」「飲食サービス業」「生活関連サービス業（リネンサプライ業、火葬・墓地管理業を除く）」に格付けられた事業所（表2に示す①、調査対象事業所）のうち、以下のすべてに該当する事業所（表2に示す②、集計対象事業所）について、立地環境特性の区分の定義（表1）により再集計したものである。

- ・ 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・ 産業細分類が格付不能の法人組織の事業所又は産業小分類が格付不能の個人経営（法人でない団体を含む）の事業所ではないこと（小売業のみ）
- ・ 産業小分類が格付不能の事業所ではないこと（飲食サービス業及び生活関連サービス業のみ）

このため、別途公表している『令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計 卸売業、小売業に関する集計』及び『令和3年経済センサス-活動調査 産業横断的集計（事業所に関する集計）』の各第1表の集計結果と事業所数、従業者数は一致しない。

なお、売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表2）。

表2 「法人組織の事業所と個人経営の事業所の合計」の表における比較

		集計表名	事業所数	従業者数 (人)	売上（収入）金額 (百万円)	売場面積 (㎡)
小売業	①	産業別集計（総括表）第1表	880,031	7,540,345	138,180,412	136,952,597
		産業別集計（都道府県表）第1表		(※1)	(※2)	
	②	産業別集計（総括表）第2表以降	755,015	6,464,650	133,257,457	136,952,597
		産業別集計（都道府県表）第2表以降		(※1)	(※2)	
		産業別集計（市区町村表）				
		立地環境特性編		6,604,539	146,531,691	
飲食サービス業	①	産業横断的集計 売上編 第1-1表(※3)	509,635	3,790,703	15,204,135	-
	②	立地環境特性編	506,706	3,753,065	15,207,671	-
生活関連サービス業	①	産業横断的集計 売上編 第1-1表(※3, 4)	360,958	1,311,861	9,075,083	-
	②	立地環境特性編	355,068	1,196,591	7,965,875	-

※1 産業別集計は「臨時雇用者」を含めていない。

※2 産業別集計は「年間商品販売額」を集計している。

※3 産業横断的集計は「法人でない団体」及び「外国の会社」を含めていない。

※4 産業横断的集計は「リネンサプライ業」及び「火葬・墓地管理業」を含めている。

4. 記号及び注記

- (1) 売上（収入）金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満であることを示している。
- (3) 「x」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。
- (4) 第2表について、市区町村を跨ぐ商業集積地区があるため、『令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計 卸売業、小売業に関する集計 市区町村表』と一致しない場合がある。

- (5) この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査 立地環境特性編」による旨を明記されたい。

5. 問合せ先

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室

電話 03-3501-1511 内線2881

URL https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/census/r3result/r03_index.html